

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 27 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 1 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 11 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 6 月 12 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	15,050,000 12,040,000	一括	3,010,000	361,137	38,692
1	2,380,000				
2	9,780,000				
3	1,950,000				
4	940,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 5 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 3 4. 9 6 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地一部雑種地
- 2 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 6 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1 8 7 7. 9 8 平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地
- 3 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 3 7 3. 7 0 平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地



物 件 目 録

4 所 在	榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 3 3 3 5 番地 3
家屋 番号	3 3 3 5 番 3
種 類	クラブハウス
構 造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	3 6 . 8 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 28 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 5 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 3 4. 9 6 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地一部雑種地
- 2 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 6 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1 8 7 7. 9 8 平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地
- 3 所 在 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪
 地 番 3 3 3 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 3 7 3. 7 0 平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地



物 件 目 録

4 所 在	榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 3 3 3 5 番地 3
家屋 番号	3 3 3 5 番 3
種 類	クラブハウス
構 造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	3 6 . 8 2 平方メートル



令和6年(ケ)第 61号
令和6年11月13日受理
令和7年 1月 8日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 伊 藤 公 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 5 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3 4. 9 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 8 7 7. 9 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 7 3. 7 0 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 3 3 3 5 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 3 3 5 番 3 |
| | 種 類 | クラブハウス |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 3 6. 8 2 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地一部雑種地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している 上記の者が下記建物敷地以外の部分を駐車場及び雑草等が繁茂した雑種地の状態で使用、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件4	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物をテニスコートのクラブハウス(空き家)として使用、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	本建物内には動産類が残置されている	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 2, 3
現 況 地 目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☒ 雑種地 (物件 2, 3) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者がテニス場及び駐車場等として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日]
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ B	1 私は、債権者である静岡県信用保証協会の職員です。 2 本件物件では、本件所有者であるAさんがテニスクラブを運営していましたが、今年の6月ころ廃業したようです。 (令和6年11月18日(電話)に聴取)
■ C	1 私は、本件物件の売却等の仲介を依頼されている遠州鉄道株式会社の社員です。 2 本件物件は、現在、誰も使用していません。 (令和6年12月2日(電話)に聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
本件物件はテニスコート（3面）、駐車場及びクラブハウス等として使用されている。テニスコート内には照明用の鉄柱が10本存在する。また、物件1及び物件2の土地の北側にはソーラーパネル台（構築物）がある。ソーラーパネル台上のパネルについて、第三者の所有権留保の有無等は不明である。
- 2 本件建物の電気は停止し、建物には今年の6月に営業を停止した旨の紙が貼られていた。その他、関係人の陳述及び現場の状況等から、本件物件の占有関係を前記2、3枚目記載のとおり認定した。
なお、本件所有者に本件物件の使用状況に関し照会をしたが回答がない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月13日 (水) : - :	執行官室	吉田町税務課に間取図請求 (郵送)
6年11月18日 (月) 15:53-15:56	執行官室	債権者担当者から事情聴取 (電話)
6年11月26日 (火) 8:20-8:30	物件所在地	物件確認, 全戸不在, 占有状況調査, 外観写真撮影
6年12月 2日 (月) 13:25-13:30	執行官室	不動産会社社員から事情聴取 (電話)
6年12月 5日 (木) : - :	執行官室	所有者に本件物件の使用状況に関する照会書郵送 (回答なし)
6年12月12日 (木) 15:35-15:40	静岡地方法務局	本件土地の地積測量図, 土地 (近隣地) の登記の現在事項証明書申請, 土地上の建物登記について調査 (本件建物以外に登記なし)
6年12月18日 (水) 13:15-13:50	物件所在地	全戸不在, 入室調査 (全室), 間取調査, 境界調査, 占有状況調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 6年12月18日
目的物件は不在で施錠されていたので, 売買等の仲介を依頼されている不動産会社から借用した鍵を用いて解錠し建物内に立ち入った。なお, 本件建物は, 人の住居として使用されていないことが明らかであったので立会人は立ち合わせなかった。

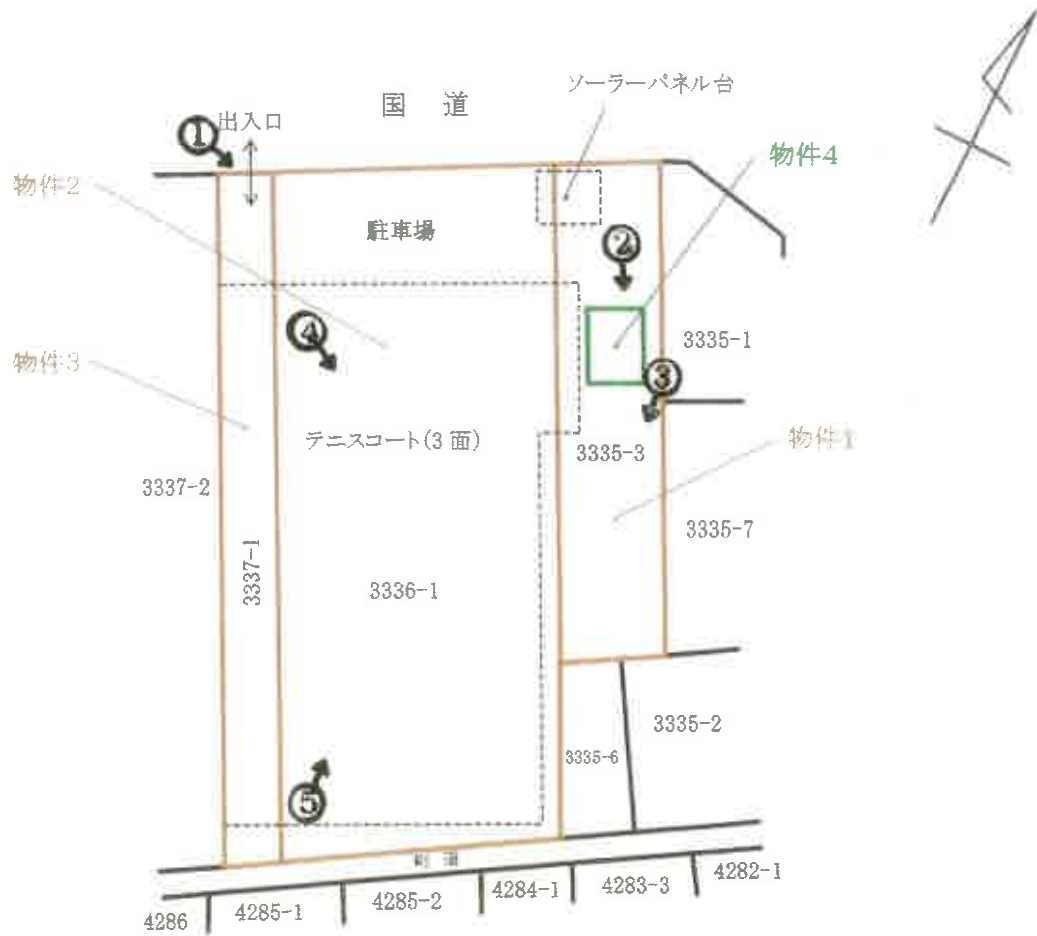
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

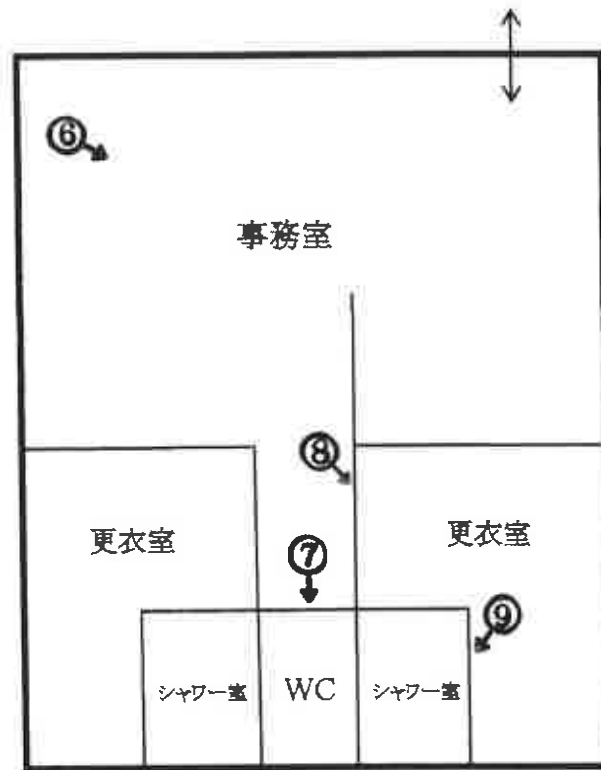
(6枚目)

土地建物位置関係図



間 取 図

〔物件4〕



<1階>

○ ↑ 写真撮影方向

写真 1

ソーラーパネル台

物件 4

テニスコート



写真 2

物件 4



写真 3

物件 1



写真 4

テニスコート



写真 5

テニスコート



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況



写真 8

建物内の状況



写真 9

建物内の状況



令和 6 年（ケ）第 61 号
令和 6 年 12 月 18 日 現地調査
令和 7 年 1 月 10 日 評 価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田島克彦

印

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 5 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3 4. 9 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 8 7 7. 9 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 |
| | 地 番 | 3 3 3 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 7 3. 7 0 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 榛原郡吉田町住吉字西ノ坪 3 3 3 5 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 3 3 5 番 3 |
| | 種 類 | クラブハウス |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 3 6. 8 2 平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 15,050,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,380,000 円
物件2（土地）	金 9,780,000 円
物件3（土地）	金 1,950,000 円
物件4（建物）	金 940,000 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件4の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	一部雑種地
2	物件目録記載のとおり	雑種地
3	物件目録記載のとおり	雑種地
4	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1の土地上に物件4の建物が存し、物件全体がテニスクラブ施設として利用されている。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「島田」駅の南東方・直線距離約 11 km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農地が多く残る中に、一般住宅のほかに、共同住宅、店舗等が介在する利用態様下にある。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定無し 60% 200% — —
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	2,786.64 m ² (1～3 の合計) ほぼ整形 間口約 45m、奥行約 67m (道路からの進入可能間口は約 6m) 平坦地 道路と等高に接面する二方路 —
接 面 道 路 の 状 況	北西側幅員約 25mの舗装国道（建築基準法上の道路） 南東側幅員約 2.5m未舗装町道（建築基準法上の道路・2 項道路）	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件1の一部が物件4の建物敷地 全体はテニスクラブ施設 目的外建物の有無・・・なし その他・・・ソーラーパネル台、照明用鉄柱	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。 「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・接道部分は現況西端付近約 6mが整備されているのみで、当該部分を介して物件内へ出入りしている状況にある。将来的には接道部分については、全体が歩道として整備されるとのことであるが、今後の整備予定等については未定である。 ※詳細は、静岡県島田土木事務所都市計画課に問い合わせされたい。 ・用途変更を伴う土地利用については、吉田町土地利用事業の検討が必要となる。 ※詳細は、吉田町都市環境課に問い合わせされたい。 ・ソーラーパネル台に設置された同パネルについては、取り扱い内容（所有権留保の有無等）が不明なため、評価上考慮外とする。 ・吉田町「洪水ハザードマップ」及び同「津波ハザードマップ」による浸水エリアに含まれる。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件 4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月（登記記載）：平成 29 年 6 月新築 経 過 年 数：約 8 年 経済的残存耐用年数：約 12 年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造平家建 屋 根：合金メッキ鋼板 外 壁：ボード等 内 壁：クロス、ボード等 天 井：クロス、ボード等 床 ：シート等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：一
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：クラブハウス 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状態	やや劣る （主として経年劣化による減耗・損傷等）
建 物 の 利 用 状況	建物所有者がテニスコートのクラブハウス（空き家）として使用、占有している。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	特になし

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件がテニスクラブハウスとその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1～3（土地）

物件1～3の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	土地利用 割合 エ	建付減価 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	18,600	0.70	534.96	0.4	0.90	2,510,000
				0.6	—	4,180,000
(物件 1 計)						(6,690,000)
2	18,600	0.70	1,877.98	—	—	24,450,000
3	18,600	0.70	373.70	—	—	4,870,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価基準地 吉田（県）5-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $23,500 \text{ 円/㎡} \times 99/100 \times 100/100 \times 100/125 \div 18,600 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：—

◇地 域 格 差：基準地は環境条件に優る。

イ 個 別 格 差：規模、接道状況等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 土地利用割合：物件1における物件4の土地利用割合を上記の通り判定した。

オ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価額 (円) ア×イ×ウ＝エ
4	80,000	36.82	0.54	1,590,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、次のとおり求めた。

経過年数 8 年、経済的残存耐用年数 12 年、観察減価 10%

(耐用年数に基づく方法) (観察減価法)

$$\text{現価率} = 12 \text{ 年} \div (12 \text{ 年} + 8 \text{ 年}) \times (1 - 0.10) = 0.54$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1 の内	2,510,000	0.30	法定地上権	750,000

イ 土地利用権等割合：物件 1 内における土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	6,690,000	－ 750,000		0.80	0.50	2,380,000
2	24,450,000	—		0.80	0.50	9,780,000
3	4,870,000	—		0.80	0.50	1,950,000
4	1,590,000	＋ 750,000	—	0.80	0.50	940,000
一 括 価 格 (合 計)						15,050,000

ウ 占有減価修正：－

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、海岸部における近年の不動産需要、利用用途が特殊であること等を考慮して、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第 2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価基準地価格 (吉田 (県) 5-1)

所 在：榛原郡吉田町住吉字松原 2232 番 11

価 格：23,500 円／ m^2

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：312 m^2

供給処理施設：水道・下水

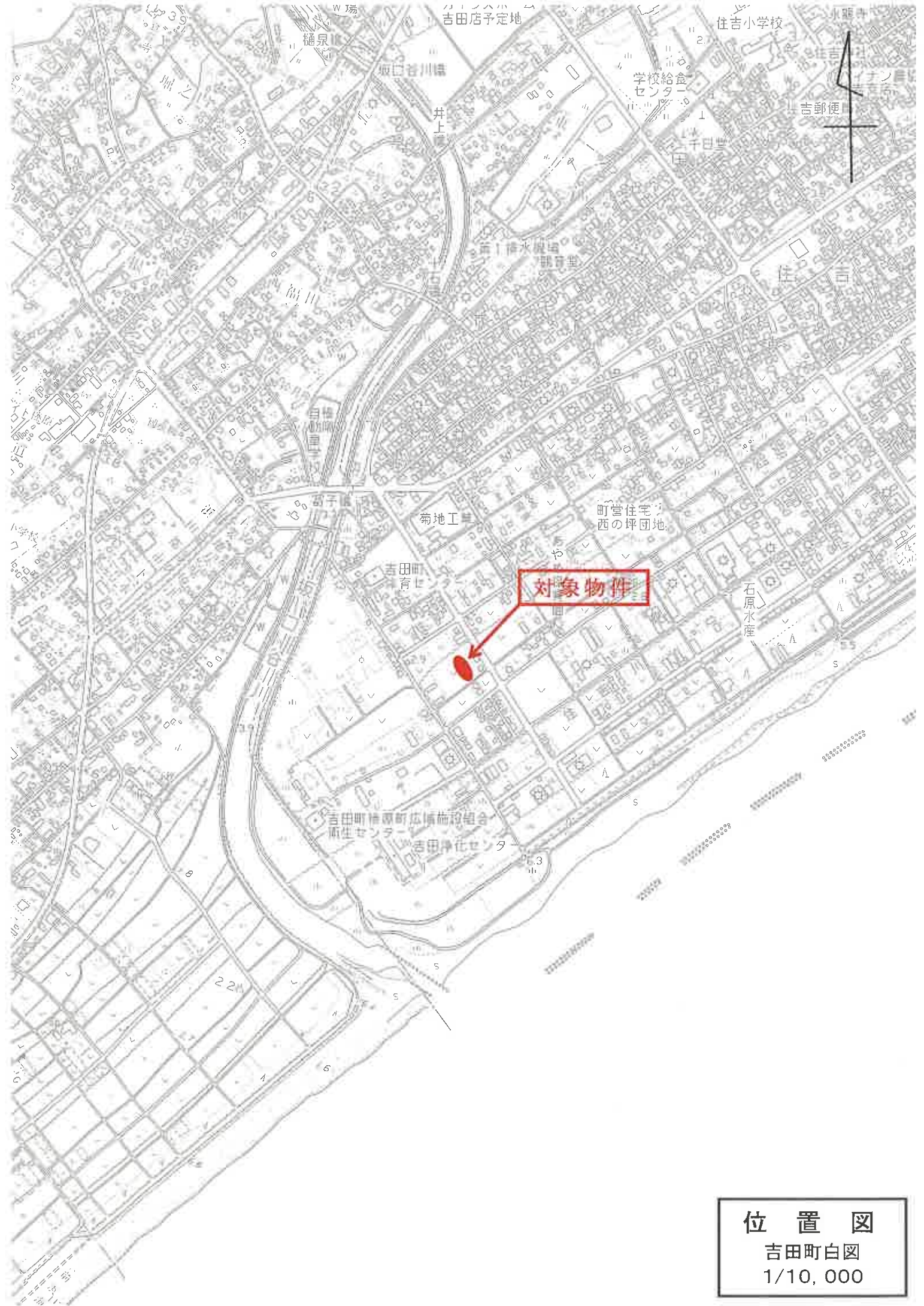
接 面 街 路：南東側 7.3m 町道（背面道あり）

用 途 指 定 等：（都）商業地域（建蔽率 80%、容積率 400%）

地 域 の 概 要：低層の店舗併用住宅が建ち並ぶ古くからの商業地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物配置図
- 4 間取図



位置図

吉田町白図

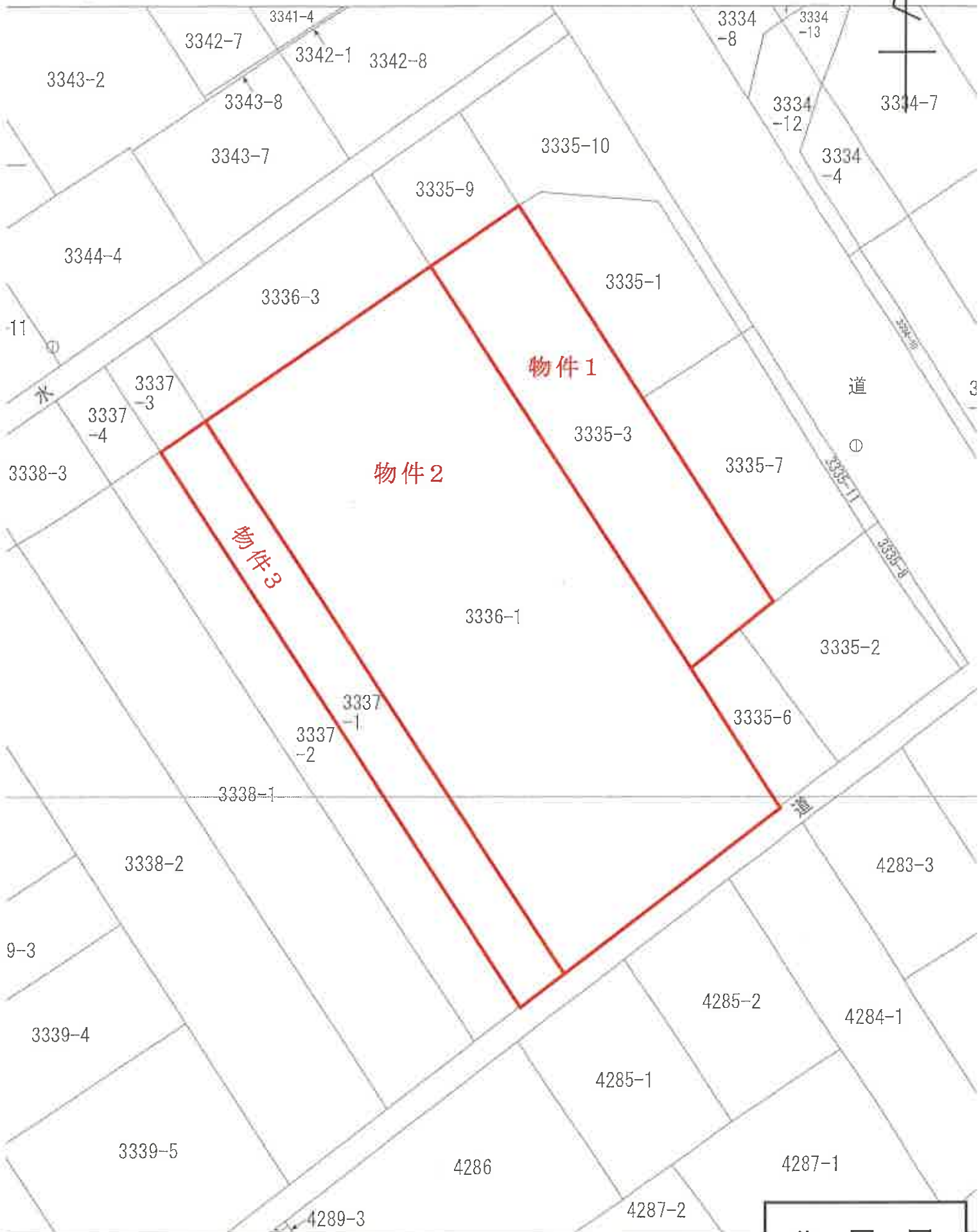
1/10,000

34-6
30-1

ハニ 3333-12
4281-1

4289-4

(座標値種別 図上測定)

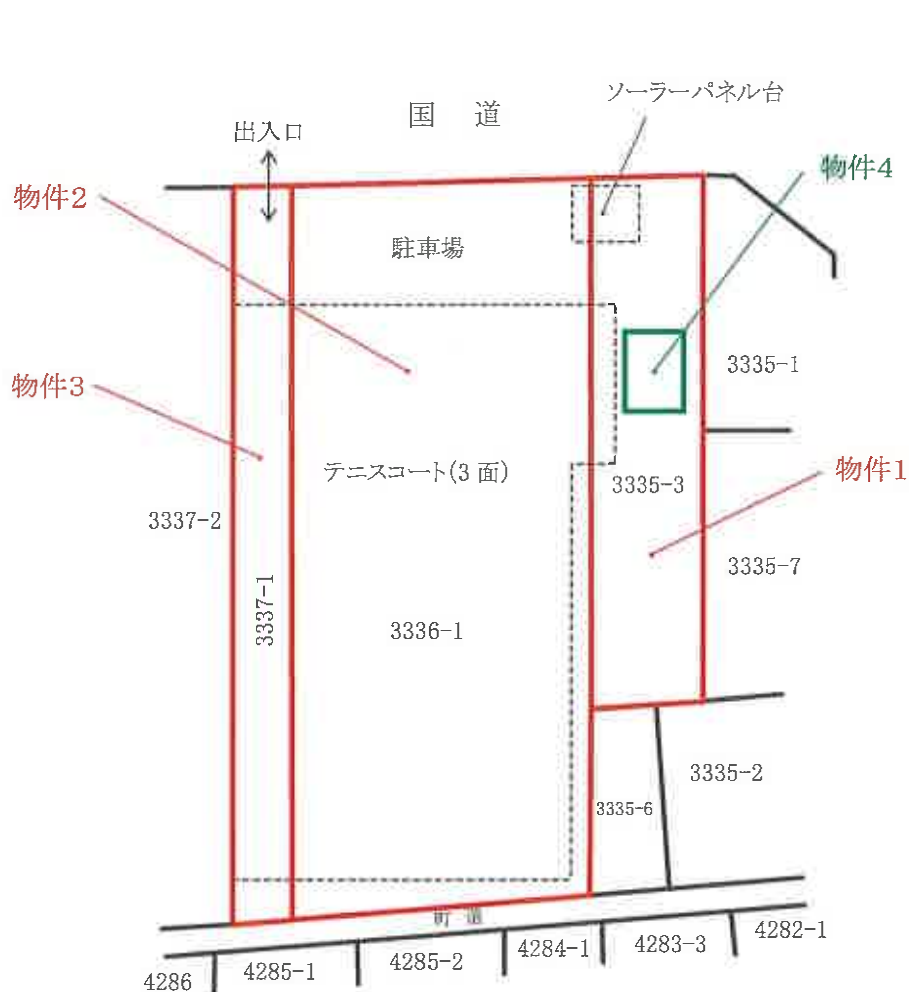


(座標値種別：図上測定)

公 図 写

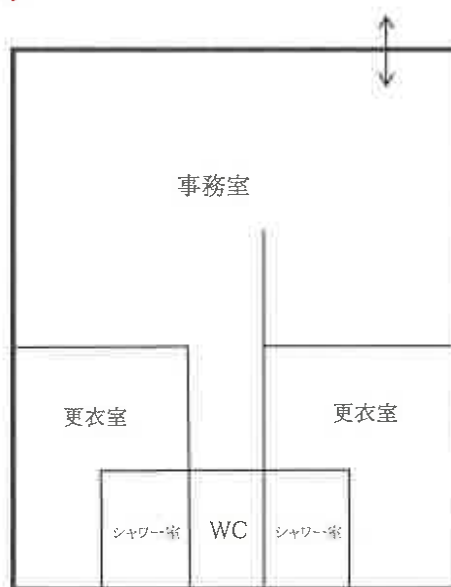
1 / 500

建物配置図



間 取 図

[物件4]



<1階>